

令和5年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修

テーマ別研修【孤独・孤立】

【実践報告】事例を通じた支援の理解

(居住支援を通じた支援)

# 「当事者主体の居住支援」

=当事者の互助をバックアップする居住支援=



NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長

(NPO法人つながる鹿児島 理事長)

芝田 淳

# プロlogue 「孤独・孤立」と「互助」

## ▶ 権利擁護と権利擁護支援

権利擁護を行うのは本人。

支援者ができるのは権利擁護支援。

## ▶ 孤独・孤立

孤独・孤立に陥るのも、孤独・孤立を選ぶのも、孤独・孤立を脱するのも本人。

支援者ができるのは、きっかけ・動機・場の提供。（「つながり」の提供）

## ▶ 互助

「互助」は権利擁護。

それをバックアップするNPOの活動は権利擁護支援。

## 「当事者主体の居住支援」とは？（仮の定義）

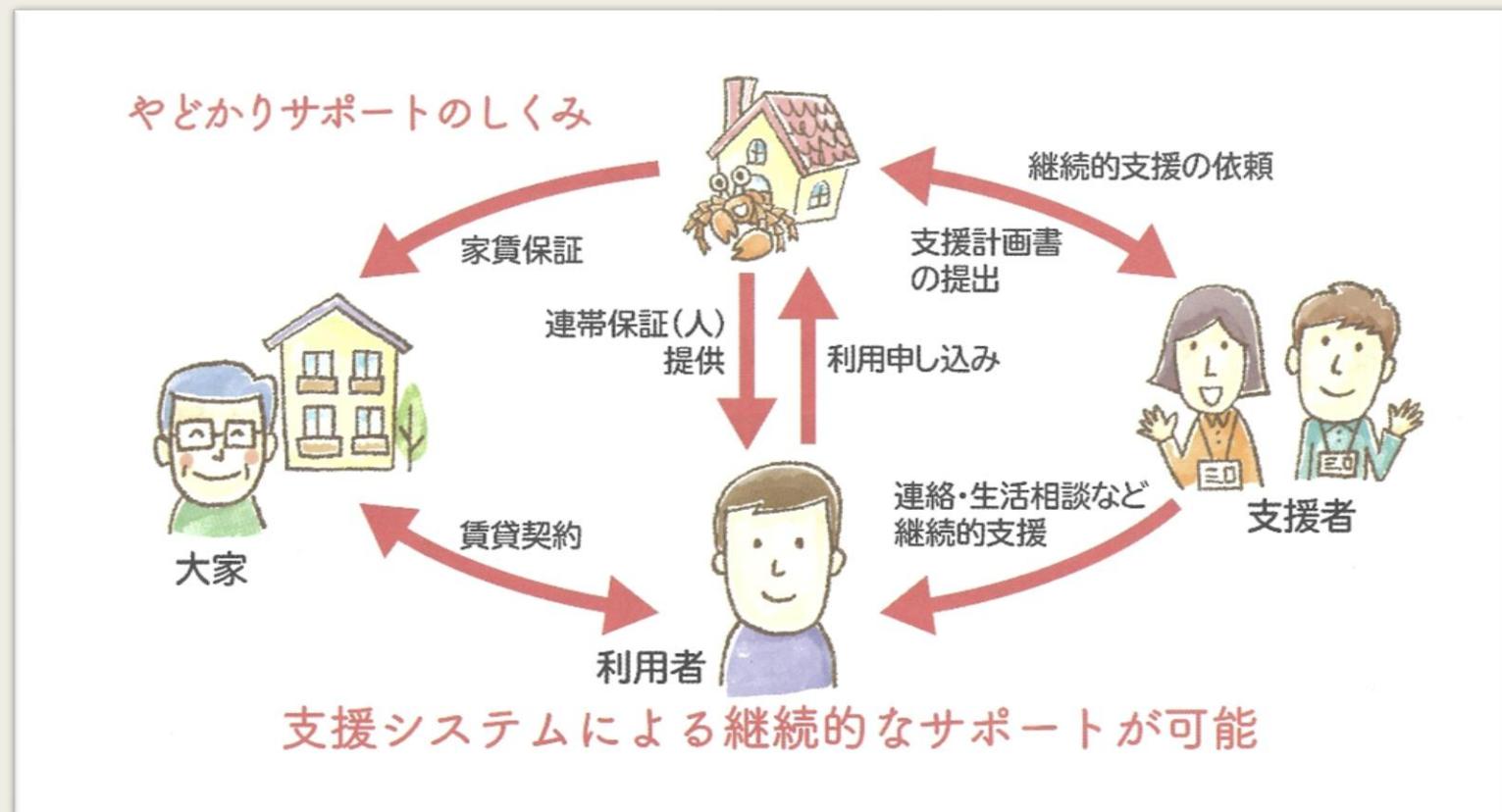
当事者には社会参加における能力が存在するとの推定に基づき、当事者が主体的に他者の互助関係を構築し意思決定の基盤を獲得する過程（権利擁護）を、当事者と対等な関係にある支援者が「つながり」の提供によって支援する活動（権利擁護支援）

## NPO法人やどかりサポート 鹿児島の活動

※一部、NPO法人つながる鹿児島の活動

# 「地域ふくし連帯保証」とは？

- やどかりは「地域ふくし連帯保証」（地域ふくし連携型連帯保証提供事業）を鹿児島県全県で実施している
- 最大の特徴は『支援者』を配置すること
- 経済的審査は行わない
- 地域で福祉に携わっている方々に『支援者』となつていただき、利用者の見守りや継続的支援を行ってもらうことで、やどかりが『連帯保証』の提供を行う
- 利用料  
2年間で2万円
- 対象者  
すべての住宅確保要配慮者
- 利用者  
364名（2022年3月末現在）



# 「やどかりライフ」という暮らし方の提案



私たち、身寄りがない・身寄りが少ないもの同士が互いに助け合って暮らす、仲間です。

## 何をしているの？

いつでも見学に来てください！

働きながら参加する人もいます

イベント企画・開催→これまで、季節に合わせて「雑煮会」「お花見」「花火を見る会」を企画し、開催してきました。

お部屋のお掃除→足腰が痛くて片づけが出来ない仲間のお部屋の掃除をして、助け合うこともあります。

入院の時の支援→入院の時の荷物の持ち運び、お見舞い。手術時の身の周りのお世話。退院時のお迎えを仲間同士で行っています。一番うれしかったのは心配してくれる人がいたことだと言った方もいました。

買い物の手伝い→足をケガして外出できない仲間の買い物を手伝ったりもしています。

週に1回やどかりサロンにてイベントを行います。参加は自由です。

※会費はありません(イベントによっては参加費が必要です) ※イベントへの参加や活動は強制されるものではありません。

# 鹿児島ゆくさの会 ～『身寄り』のない当事者の互助会～

2020年1月のサロンの様子



2019年サマーナイト花火大会



2021年7月の「ゆくさん家」の様子



## やどかりの居住支援で起きていること

- 携帯電話を持っていない方  
**同じマンションに住む住民**が伝言してくれた。
- 土地勘のない方  
**同じマンションに住む住民**が同行してくれた。
- 70代男性、認知症の疑い、アルコール依存症。  
これまでいた施設を飛び出し、やどかり利用で入居。  
認知症のため、諸手続きが自分でできるか疑問があった。  
**同じマンションに住む住民**が、市役所同行、銀行同行、通帳の作成を行った。
- 60代男性、15年以上ホームレス生活をしていた。  
ついに生活保護申請を行い、やどかり利用で入居。  
スマホどころか携帯電話さえ知らない。身分証明書を何一つ持っていない。  
**同じマンションに住む住民**が、マイナンバーカードの作成の手伝いを行い、携帯ショップに同行して、スマホを持つことができた。スマホの使い方も教えている。  
(ワクチン接種の申込みも、同じマンションに住む住民のスマホで行った。)

# 鹿児島ゆくさの会で実際に起きていること

## ■ 入退院支援

なかまが入院するとお見舞いに行きます。病状説明をいっしょに聞いたり、手術に立ち会ったり、必要な物を揃えてあげたり。退院のときには4人で迎えに行つて、本人の家まで一緒に帰り、ウーロン茶で乾杯したという話も。

## ■ 買物支援

痛風で足が悪い人の買い物を支援。

## ■ 大掃除

部屋をごみ屋敷にしてしまった高齢者の家を大掃除。

## ■ 送りあい・弔いあい

残念ながらなかまがおひとりお亡くなりになりました。

約15名の仲間が出棺に訪れました。

葬儀社の人からは「15名も来ましたねえ」と言われました…

## ■ (これから) 施設への訪問

仲間の一人が認知症GHに入所することになりました。

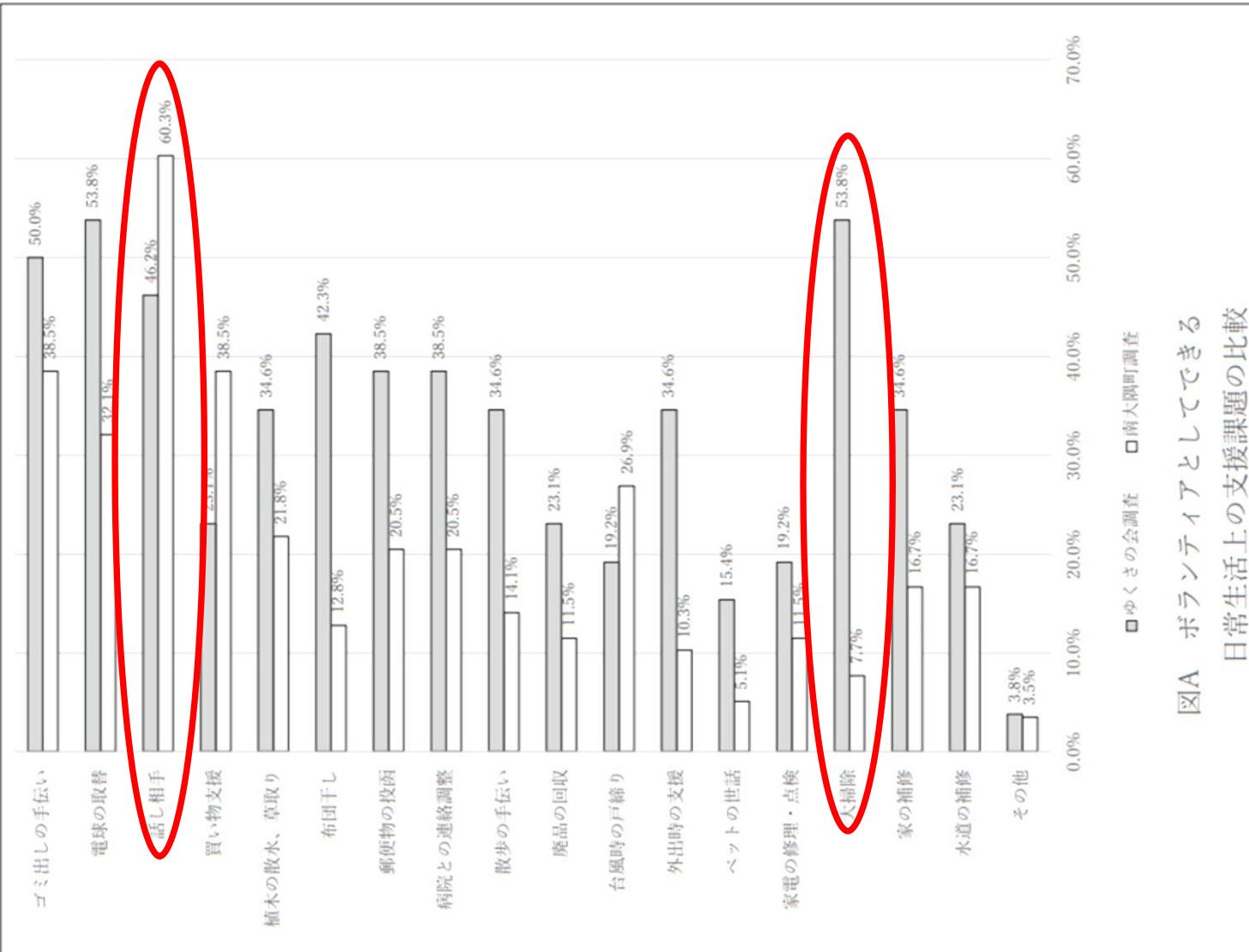
まだこれからですが。きっと彼らは施設に「元気があ」と『遊びに』行くでしょう。







# 大掃除をボランティアとしてやってもいいと答える人が53%もいる それが鹿児島ゆくさの会



「ボランティアとしてできること」をアンケートしたもの

ある地域では  
「話し相手」 60.3%  
「大掃除」 7.7%  
でした

鹿児島ゆくさの会では  
「話し相手」 46.2%  
「大掃除」 53.8%  
でした

シャイなおっちゃんたちは  
「オレになにかたのむんだったら  
大掃除くらいたいへんなことにし  
ろ！！」  
って思っているんでしょうか  
＼(^o^)／

# 中高年の孤立・孤独対策におけるポイントは「役割」 ～つながる・なかま・たのむ・たのまれる～

- 家族は、「自分を支えてくれるもの」であると同時に「自分が支えるべきもの」
- 『身寄り』がない、家族がいないということは、「支えてくれるひと」がいないと同時に「支えるべきもの」つまり「役割」の喪失でもある
- 家族がいると自然と「役割」が生まれる  
看病、介護、お手伝い・・・  
「ちょっと、そのしょうゆ取って」
- 特に、中高年にとては、家族は「自分が支えるべきもの」  
→「支えるべきもの」がない、「役割」がない、自信がなくなる、自尊感情が下がる  
→自分が大切なものと思えない  
→相談されない、だから相談できない（相談につながりにくい）
- 「なかま」を作る  
→「支えるべきもの」ができる、「役割」ができる  
→自信が生まれる、自尊感情が生まれる  
→たのまれる、だからたのむことができる  
→相談される、だから相談することができる

第8回孤独・孤立に関する  
フォーラムで使用したスライド

なかま

役割

自信  
自尊感情

たのむ、たのまれる  
相談する、相談される

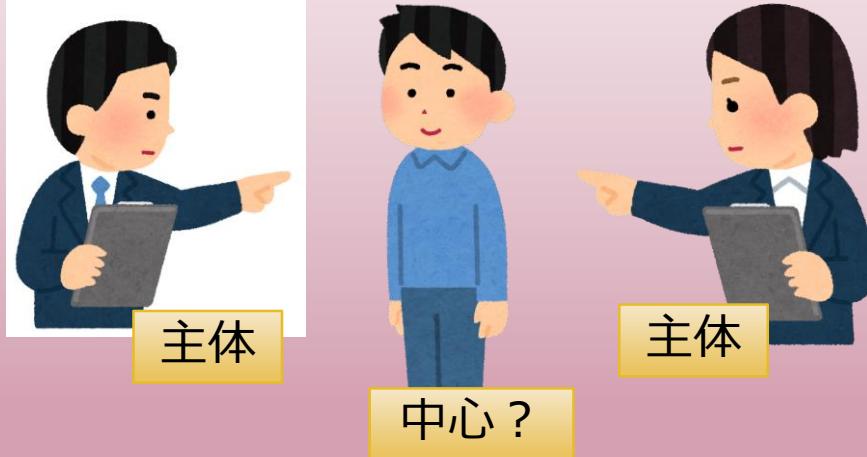
# 権利擁護支援としての 互助の支援

～これまでの活動をとおして考えた  
支援理論～

# 当事者中心・当事者主体

## 「当事者中心」の「支援者主体」

「当事者中心」はあたりまえ  
「主体」的なのは誰?  
「支援者主体」に陥っていないか?



「支援者主体」では当事者は動き出さない

当事者どうしの互助が始まるためには、当事者が主体である必要がある。



# 互助会支援のポイント ①

## 当事者中心＋当事者主体

当事者からみたとき当事者が中心なのはあたりまえ

当事者が主体的であるかどうか「当事者主体」かどうかが分岐点

- 当事者が主体的となるための「動機付け」を行い、当事者にはその意志を表明してもらいましょう。
- 「動機」「意志」「意思の表明」のないところに「行動」（互助）は起きません。  
「動機」があり、対話・交流により「意志」がうまれ、「意思の表明」がなされ、「共感」「賛同」がひろがるとき、「行動」（互助）が始まります。

### （事例）

- 「鹿児島ゆくさの会」の入会勧誘等においては、「身寄りのない人どうし支えあい助けあいましょう」と明確にコンセプトを伝え、当事者はその意志をもち、意志を表明して入会します。
- やどかりの「地域ふくし連帯保証」を利用する際には、「やどかりライフ」という「互助する暮らし方」を行うことをお勧めし、当事者はその意志をもち、意志を表明して新しい暮らしを始めます。
- 末期がんの方と同じマンションの方が「最後まで支えよう」と意思を表明し、同じマンションの多くの方がこれに賛同し、協力する意思を表明しました。

厚労省の方々も、社協の方々も、様々な支援機関の方々も、「支えあい助けあい」をしましょうと「推奨」しますでも、自ら「私はこれから、支えあい助けあう暮らしをします！」と意思表明された方がどれだけおられるでしょうか？  
互助会の方々の「すごい」はそこにあると思います。

# 能力存在推定

▶ あなたは支援対象者の能力をどのようにみていますか？

ものを所有することができる

売買契約を締結することができる

残存能力の活用

食事をすることができる

排泄をすることができる

服薬をすることができる

本人の能力の活用

自分の思いを伝えることができる

ひとみしりせず、だれとでも仲良くできる

ストレングス

原状の福祉の現場においても

本人が本人のためにできることについては、一定程度、着目している

(本人は本人のためにできることがある（能力存在推定）を前提にしている)

能力存在推定

# 社会参加における能力「不」存在推定

▶ あなたは支援対象者の能力をどのようにみていますか？

他人のために役にたつことができる

地域のために役にたつことができる

社会のために役にたつことができる

こうした「社会参加における能力」に着目しているでしょうか？

本人が本人のためにできることには注目しているが

本人が他人（地域・社会）のためにできることには着目していない

結果、（そのような意図がなかったとしても），**支援対象者は社会参加において能力がないものとして扱ってしまっている**

高齢者・障害者等の支援対象者は「自分のことが自分でできるかどうか」が問題であって

「他人（地域・社会）のためににかできるか」は問題とならないので，

（そのような意図がなかったとしても），**「他人（地域・社会）のために役にたたない」ものとして扱われてしまっている**

社会参加における能力**不存在推定**

## 互助会設立・運営支援のポイント ②

### 社会参加における能力存在推定

全ての互助会参加者には他人（地域・社会）のためにできることがある  
という前提に立つこと

- すべての参加者には他人（地域・社会）のためにできことがあります。  
なので、参加者に、してほしいことを頼みましょう。
- 最もなにも頼まれそうにない人にこそ、その人にできることを頼みましょう。

最大のポイント?

たのむ

（事例）

- 認知症の方にNPOの事務所まで来てもらう必要がありました。近所に住むアルコール依存症の人に、同行をお願いしました。
- 末期がんで看取り体制に入った方がいました。その人がさみしくないように、近所に住む認知症の方に、ときどき訪問してもらうようお願いしました。
- 60代の方が携帯電話の契約をすることになりました。近所のひきこもりがちな30代の方に、契約ショップへの同行をお願いしました。

ただし、支援対象者になにかを頼むということで、相互性が発生し、支援者という距離を保てなくなる場合があります。（「安全圏（？）」にはいられなくなります。）こうした状態・危険性（？）をどのように考えるか？支援機関において基本姿勢や理念を検討し共有する必要があるかと思われます。

# 二項関係から三項関係へ

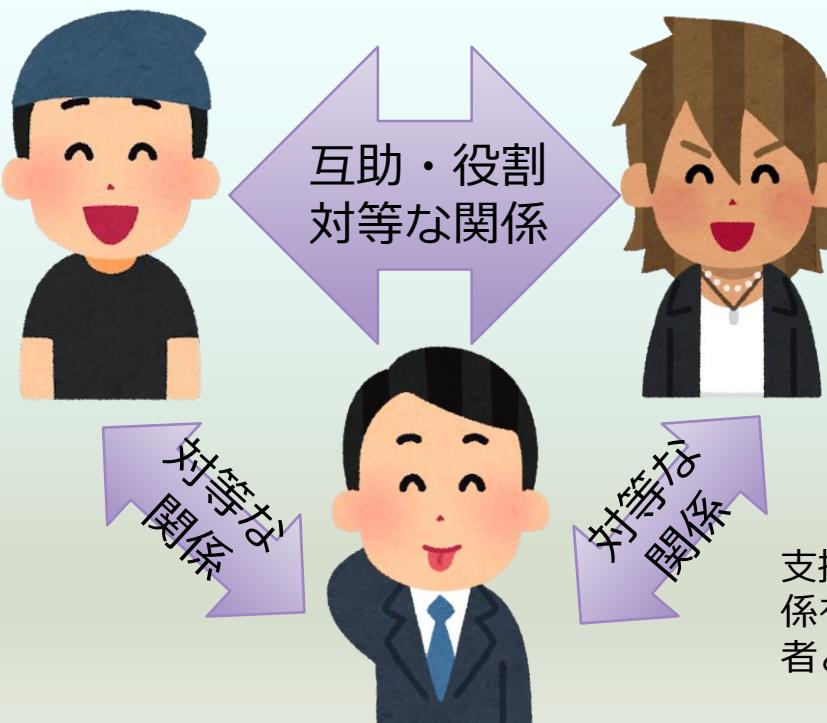


## 二項関係でおきがちなこと

一方的関係・支配関係・感謝・負い目・「支えられる」立場  
役割の欠如・自己否定・自己肯定感の低下  
客觀性の不足・意思決定の基盤の不足  
→支援拒否・問題行動・孤立

## 二項関係から三項関係へ

多様な人間関係  
(支援者に対してではなく) 第三者への貢献・「恩返し」・役割・「支えあう」関係  
自己肯定・自信  
客觀性の獲得・意思決定の基盤の獲得  
→自らの権利の実現  
(権利擁護・セルフアドボカシー)



支援対象者は、第三者との関係を築くことによって、支援者と対等な関係になる

### 【よくある質問について】 (質問)

- ①「メンバーどうしで人間関係でトラブルになることはありますか?」
- ②「トラブルが起きたらどうしますか?」

### (回答)

- ①よく、あります。
- ②相談があれば相談にのりますが、相談がなければトラブルに対し助言や指導をすることは、もちろんありません。

支援対象者が社会の中でつながりをつけていく中で人間関係のトラブルを抱えることはあたりまえのことです。支援者にその解決を図る力があるわけでも義務があるわけでもありません。

そこで、相談があれば相談にのりますが、相談がなければ支援対象者本人が本人の問題として対処する課題であるという姿勢で対応しています。

## 互助会支援のポイント ③

### 三項関係（三人以上の関係性）の構築

互助会（支援者を含む）における関係性の構築は二人だけの関係ではなく、  
三項関係（三人以上の関係性）の構築を心掛けること

- 「問題行動」「支援拒否」等、難しい場面でこそ、支援者と支援対象者の二者間での「信頼関係」だけではなく、三項関係を構築しましょう。
- 「感謝」「恩返し」は、第三者に対して行ってもらいましょう。

#### （事例）

- アルコール依存症でありながら入院を拒んでいる方がいました。同じマンションに住む同世代の方に話を聞いてもらいました。
- 繰り返し騒音を出して近所迷惑な方がいました。本人・迷惑を被っているとなりの部屋の方・近所に住む方・支援者の4人で話し合いました。
- うつ状態で連絡がつかない（電話を取らない）人がいました。近所の方々に繰り返し訪問してもらい連絡を取ってもらいました。

こうした、第三者とのかかわりで役割を果たした当事者は支援者とより良好な関係（対等な関係）を築くことができました

# 意思決定の支援



## 孤立した 状態での 意思決定

「いっしょに考えてくれる人」がいない  
意思決定の「意義」や「目的」がない  
【意思決定の基盤】がない

↓  
不安の中で不安定な意思決定  
をせざるを得ない

↓  
決定がくるくる変わる  
おもった通りにならなかつた場合に  
被害的になる

ひとことでいうと「自分で決めた気がしない」

## 意思決定の基盤 は日常の関係性 にある

「いっしょに考えてくれる人」  
がいる

「○○のために」

「○○もそうだから」

「○○がいうから」

意思決定の「意義」や「目的」  
がある

【意思決定の基盤】がある

↓  
関係性の中での過程を経て  
意義や目的ある意思決定  
を行うことができる

↓  
自らの決定を尊重した行動ができる  
おもった通りにならなかつた場合も再考できる

自分自身でちゃんと「権利擁護してること



※障害者権利条約では「支援付き意思決定」(Supported Decision Making)とされている。「支援」以上に「意志決定」についてより深く検討すべきではないか?  
※意思決定は未来に向けたもの。必ず「失敗」はあることを前提に意思決定の支援をすべきではないか?

## 互助会設立・運営支援のポイント ④

### 意思決定の基盤は日常の関係性にある

権利擁護の主体は本人であり、意思決定の基盤は日常の関係性にあることを前提に「いっしょに考えててくれる人」と「意思決定の意義・目的」を獲得することを支援するのが意思決定の支援

- 意思決定は孤立した状態で行うべきものではありません。孤立した状態での意思決定は、不安定なものとなりがちです。
- 意思決定の基盤となる「いっしょに考えててくれる人」や関係性の中で「意思決定の意義」や「意思決定の目的」を獲得することを支援していきましょう。

#### (事例)

- 精神科病院への入院を拒んでいたアルコール依存症の方が、互助会のなかまと対話の中で入院治療を決意しました。
- 死後のこと心配であるという理由で献体登録していた方が、互助会のなかまと話し合い、先祖代々の墓への納骨を希望することになりました。

# 関係性の基盤

- ▶ 父が緊急搬送されたとの連絡を受け、病院に駆け付けた

なぜ、駆け付けるのか？

## 「家族だから」

「父が死んだら3000万円相続できるから」？  
「いかないと世間体が悪いから」？

- ▶ 互助会のなまかまが緊急搬送されたとの連絡を受け、病院に駆け付けた

なぜ、駆け付けるのか？

## 「なまかまだから」

「自分も『身寄り』がないし、いつかは世話になるから」？  
「互助会の決まりだから」？

## 関係性の基盤

「家族だから」

「同じ集落だから」

「同僚だから」

「なまかまだから」

市場性

合理性

功利

対価性

義務

負担

従前は、「○○だから」というだけの理由で支えあい助けあう関係が様々にありました。  
「同じ集落だから」  
「同僚だから」  
「クラスメイトだから」  
ところが、それが  
「家族だから」  
だけになってしまってはいな  
いでしょうか？

そんななか、鹿児島ゆくさの  
会の方々は、  
「なまかまだから」  
という理由だけで実際に支え  
あい助けあっています。

# 互助会設立・運営支援のポイント ⑤

## 互助関係が成立するための「関係性の基盤」の構築

「○○だから」だけでそれ以上の理由を必要としないのが「関係性の基盤」  
互助関係は、対価性や義務ではなく、「関係性の基盤」により成立する

- 対価性や義務もすべてが否定されるものではありませんが、互助会の運営の支援においては、「関係性の基盤」「○○だから」にフォーカスしましょう

※まだ十分に言語化できていませんが、ひととひとがつながり合う理由を今日的な意味で合理的に説明する必要はないし、無理に合理的に説明することには危険もあると思われます。「あなたにとって得」「安心ですよ」といった合理的・対価性・市場性・功利主義や「～～すべき」といった義務・負担に対して、一見非合理的な「○○だから」のほうにつながりの本質があるように思われるのです。今後の実践の中でさらに言語化を試みたいと思います。

### (事例)

- 鹿児島ゆくさの会の会員が亡くなりました。  
20名のなかまが見送りました。
- 鹿児島ゆくさの会の会員が精神を病み、部屋を散らかしたまま入院しました。退院することになったので、みんなで大掃除をしてから、退院してくる彼を迎えました。

なぜ、人は亡くなった人を見送り・弔うのか。合理的・対価性・義務・負担では説明できないのでは？  
なぜ、ボランティアで大掃除までできるのか。合理的・対価性・義務・負担では説明できないのでは？